

高知市ふるさと納税推進支援業務プロポーザル審査要領

高知市ふるさと納税推進支援業務（以下「本業務」という。）に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行う。

- (1) 別途定める「高知市ふるさと納税推進支援業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査項目及び点数

総合点数は 200 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別紙「審査基準」のとおりとする。

3 選定委員会

参加者から提出された提案書等を審査するため、選定委員会を次のとおり開催する。なお、選定委員会では、提案した参加者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 日程及び場所

令和 8 年 11 月 20 日（金）とし、時間及び場所は別途通知する。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1 者につき 20 分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、選定委員からの質疑の時間を 20 分程度設ける。

ウ プレゼンテーションの参加者数は 1 者につき 3 名までとする。

エ プレゼンテーションの順番及び開始時間は別途通知する。

オ オンラインでの参加（Zoom）は可とする。

4 審査方法

(1) 選定委員会では、選定委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(2) 各選定委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。

(3) すべての参加者の審査終了後に、出席委員の審査結果を集計し、総合平均点の高い者から順に候補者と次点者を決定する。

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合は、業務参考見積書の額が廉価な者を高い順位とする。また、業務参考見積書の額が同額だった場合、選定委員の合議の上で候補者と次点者を選定する。

5 委託先の候補者及び次点者の選定

(1) すべての参加者のうち、総合平均点が最高位で、かつ本業務を遂行する能力を有する者を委託先の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。ただし、最低基準点（総得点が

満点の 60%) 以上の者だけを対象とする。したがって、本プロポーザルの参加者が 1 者のみの場合においても、最低基準点以上でなければ決定しない。

- (2) 総合平均点が候補者の次に高く、かつ本業務を遂行する能力を有する者を次点者として選定する（次点者についても、候補者と同様に最低基準点（総得点が満点の 60%）以上の者だけを対象とする）。

6 その他

- (1) 審査のために配布した資料は、審査終了後、すべて回収する。
- (2) 審査結果の通知時に、候補者の名称及び所在地、総得点、その他の参加者（「B 社」「C 社」等と記載）の総得点を市のホームページで公表する。また、高知市行政情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、その他の事項についても公開の対象となる。ただし、個々の選定委員の採点は公表しない。
- (3) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を市のホームページで公表する。

(別紙)

【高知市ふるさと納税推進支援業務公募型プロポーザル 審査基準】

提案事項	提案のポイント	配点
(1) 業務実施体制、実績	①受託業務実施体制（組織体系、研修体制、人員配置、担当者の経験年数、専門性、サポート体制、情報セキュリティ及び個人情報の管理体制、緊急時における体制等）	20
	②受注実績（本業務と同種・類似業務の実績）	5
(2) 業務の運営	①業務理解、本市及び全国の課題等の現状分析等	20
	②目標寄附金額及びスケジュール	5
	③本市及び全国の課題解決に向けた提案	30
	④各ポータルサイトの効果的な運営（ポータルサイトを活用した寄附拡大及び認知度向上の具体的手法）	10
	⑤返礼品受発注・在庫管理・配送	5
	⑥返礼品（新規・既存）の提案及び開発	15
	⑦返礼品取扱事業者への綿密な対応	10
	⑧コールセンターによる適切な寄附者対応	10
	⑨効果的な広報広告・プロモーション	20
	⑩段階的な経費率引き下げ（5割→4割）に対する具体的かつ効果的な方策	30
(3) 独自提案	①本業務を請け負う優位性（独自のかつ効果的な提案）	10
(4) 見積金額	①安価な提案金額	5
	②委託料に占める広告費	5
合計		200